

○火薬類取締法第 43 条第 2 項の規定による立入検査に関する内規

平成 1 5 年 9 月 5 日
公安委員会内規第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、火薬類取締法（昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号。以下「法」という。）第 4 3 条第 2 項の規定による立入検査について必要な事項を定めるものとする。

(立入検査を行う警察職員)

第 2 条 山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第 4 3 条第 2 項の規定による立入検査を行うことができる警察職員を、次の各号に掲げる職員のうちから指定するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 生活安全部生活安全企画課に勤務する警察官及び警察官以外の職員

(2) 警察署生活安全課又は刑事・生活安全課に勤務する警察官

(身分証明書の交付)

第 3 条 公安委員会は、前条の規定により指定をした職員（以下「指定職員」という。）に対しては、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の返納)

第 4 条 指定職員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに身分証明書を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 退職したとき。

(2) 長期にわたり職務に従事しないとき。

(3) 所属を異にして異動したとき。

(4) 職務の内容を異にして異動したとき。

(その他)

第 5 条 この内規に定めるもののほか、立入検査について必要な事項は、警察本部長が定める。